

## 厚木市消防協力者表彰取扱基準

### 1 趣旨

この基準は、消防協力者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

### 2 表彰

表彰は、個人（本市の消防職員、厚木市消防団員及び清川村消防団員（以下「職員等」という。）を除く。）又は団体（職員等の所属する部隊及び消防団を除く。）が消防に協力し、次の各号のいずれかに該当すると認められたときに行う。

- (1) 水火災その他の災害において、警戒、防ぎよ又は人命救助等に功労があったとき。
- (2) 消防行政の発展向上に貢献し、顕著な功労があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防長が特に表彰に値すると認めたとき。

### 3 表彰の内申

所属長は、表彰に該当すると認められる者がいるときは、その旨を消防協力者表彰内申書（第1号様式）により消防長に内申するものとする。

### 4 表彰の審査

- (1) 表彰の審査は、内申書その他関係資料に基づき、厚木市消防表彰審査委員会（以下「委員会」という。）が行うものとする。
- (2) 委員会は、消防長が指名する職員をもって組織する。

### 5 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、委員会の審査結果に基づき、消防長が決定するものとする。

### 6 表彰の時期

表彰は、随時行うものとする。

### 7 表彰の方法

- (1) 表彰は、消防長が感謝状及び記念品を贈呈して行う。
- (2) 感謝状の様式は、第2号様式とする。
- (3) 記念品は、消防長が、その都度定める。

### 8 死亡した者の表彰

表彰に該当すると認められる者が表彰日前に死亡したときは、感謝状及び記念品をその遺族に贈る。

#### 附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

#### 附 則

この基準は、平成26年7月25日から適用する。

#### 附 則

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

#### 附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

# 消防協力者表彰内申書

年 月 日

厚木市消防長様

内申者 職 名

氏 名

印

次のとおり内申します。

フリガナ		性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
氏 名		生年月日	年 月 日	歳
職 業		勤務先	電話	
現 住 所	電話 ( )			
事 績 及 び 表 彰 理 由				
参 考 事 項				

感 謝 状

(氏名・団体名) 様

(あなた・あなたがた) は

(協力事項)

した功績は誠に顕著でありますの  
で感謝の意を表します

年 月 日

厚木市消防長

階級 氏 名 印